



衆院・厚生労働委員会

## 雇用保険法等改正法案審議開始

3月11日、衆議院厚生労働委員会で雇用保険法等改正法案の質疑が行われました。今回の改正は労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業制度の見直しや雇用保険の就業促進給付の拡充、高齢者の希望に応じた就業機会の確保を図るため5本の法律をまとめて一括法案として国会に提出されました。

### 【雇用保険法等改正法案の概要】

現行	法律案
<b>1. 雇用保険法</b>	
①介護休業給付の給付率：休業前賃金の40%	2016. 8. 1から 休業前賃金の67%に引き上げる。
②就職促進給付（早期再就職した失業等給付の受給者） 支給日数1/3以上を残した場合：残日数の50% 支給日数2/3以上を残した場合：残日数の60%	2017. 1. 1から 引き上げ。 支給日数1/3以上を残した場合：残日数の60% 支給日数2/3以上を残した場合：残日数の70%
③雇用保険の適用対象の拡大 65歳以降に新しい事業主に雇用される者は雇用保険被保険者としな	2017. 1. 1から 65歳以降に新しい事業主に雇用される者も雇用保険の被保険者とする。（保険料徴収は2020. 4. 1から。）
	④2017. 1. 1から 求職活動支援費の創設 求職活動に伴う費用（就職面接のための子の一時預かり費用等）について新たな給付の対象とする。
<b>2. 労働保険徴収法</b>	
①雇用保険の保険料率：労＝0.5%、使＝0.85%	2016. 4. 1から 労＝0.4%、使＝0.75%に引き下げる
②64歳以上の保険料免除措置 4月1日現在64歳以上の者は、雇用保険の保険料を労使とも免除。	2020. 4. 1から 免除措置廃止
<b>3. 育児介護休業法 2017. 1. 1から</b>	
①介護休業の分割取得 対象家族1人につき要介護状態ごとに通算93日まで取得可能。 ↓ ・母が骨折で20日取得→母が認知症で73日取得可能。 ・母が認知症で30日取得→母が認知症で再度取得は不可。 同じ病気で再度取得はできない。	対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができる。 ・母が認知症で30日取得→母が認知症で再度取得可能 同じ病気でも再度取得できる。

<p>②子の看護休暇・介護休暇の取得単位</p> <p>1日単位だけでなく、時間単位・半日単位で休暇の取得を認めること等、制度の弾力的な利用ができるよう配慮が必要。</p>	<p>半日単位の取得を可能とする。 (半日単位でも休暇を取得できるようにしなければならない。)</p>
<p>③介護のための所定労働時間の短縮</p> <p>介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能。</p>	<p>介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用可能。</p>
<p>⑤介護休業等の対象家族の範囲</p> <p>配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫</p>	<p>④介護のための所定外労働の免除 (新設)</p> <p>対象家族の範囲を拡大 同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹、孫も追加。</p>
<p>⑥有期契約労働者の育児休業の取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申し出時点で1年以上継続して雇用されていること。</li> <li>・1歳以降も雇用継続の見込みがあること。</li> <li>・2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く。</li> </ul>	<p>取得要件を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申し出時点で1年以上継続して雇用されていること。</li> <li>・1歳6ヵ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。</li> </ul>
<p>⑦育児休業の対象となる子の範囲</p> <p>子 (養子含む)</p>	<p>対象となる子の範囲を拡大 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子について追加。</p>
<p><b>4. 男女雇用機会均等法 2017. 1. 1から</b></p>	
	<p>①妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付ける。</li> <li>・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、上記防止措置義務を適用する。また、事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取り扱いの禁止規定を派遣先にも適用する。</li> </ul>
<p><b>5. 高齢者雇用安定法 2016. 4. 1から</b></p>	
<p>①シルバー人材センターの就業時間規制</p> <p>シルバー人材センターに登録した会員に紹介する仕事は、原則労働時間週20時間、労働日数月10日以下。</p>	<p>就業時間規制の緩和 派遣・職業紹介に限り週40時間までの就業可能。</p>